

## 県央地域医療構想調整会議運営要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、県央地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

## （構成）

第2条 調整会議は、次に掲げる団体等によって構成する。

- (1) 県央構想区域内に所在する医師会
- (2) 県央構想区域内に所在する病院
- (3) 県央薬剤師会
- (4) 新潟県看護協会県央支部
- (5) 新潟県保険者協議会
- (6) 県央構想区域内の市町村
- (7) その他必要と認められるもの

## （分科会）

第3条 調整会議は、必要に応じて、分科会を設置することができる。

2 分科会は、協議事項に応じた調整会議の構成員及びその他必要と認められる団体等により構成する。

## （庶務）

第4条 調整会議（分科会を含む。）に関する庶務は、三条健康福祉環境部において処理する。

## （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、協議により定める。

## 附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。